特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩倉市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩倉市長

公表日

令和6年4月23日

[平成31年1月 様式2]

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当に関する事務					
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供 ③申請管理システム及びサービス検索・電子申請機能にて届出書等を受領する。					
③システムの名称	児童手当システム RーSTAGE WizLIFE 中間サーバ サービス検索・電子申請機能 申請管理システム					
2. 特定個人情報ファイル・	名					
児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条、別表第一の56の項 「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に 規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号別表第二 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康こども未来部 こども家庭課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804					

総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か]1年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

変更箇所

変 更 固 /		ARR 111 mt 440			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	教育こども未来部長兼子育て支援課長 山田 日出雄	子育て支援課長 富 邦也	事後	異動のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	子育て支援課長 富 邦也	子育て支援課長 西井上 剛	事後	異動のため
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム R-STAGE	児童手当システム R-STAGE WizLIFE 中間サーバ	事前	システム利用開始時のため
平成30年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム RーSTAGE WizLIFE 中間 サーバ	児童手当システム R-STAGE WizLIFE 中間 サーバ あいち電子申請・届出サービス サー ビス検索・電子申請機能	事後	電子申請システムの利用を開始したため
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、別表第二の74の項、75の項	1.番号法第19条第7号別表第二 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	説明内容の見直しのため
令和3年5月14日	I 関連情報 5	②子育て支援課長 西井上 剛	②課長	事後	
令和3年5月14日	I 関連情報 7、8	総務部行政課	総務部 行政課482-8686 愛知県岩倉市栄町 一丁目66番地0587-38-5804	事後	
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条第7号別表第二 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令	1.番号法第19条第8号別表第二 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
令和5年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童手当データ提供	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当法による所得状況の照会、実施対象管機機、サットワークシステムへの児童手当データ提供 ③申請管理システム及びサービス検索・電子申請機能にて届出書等を受領する。	事後	システム利用開始時のため。
令和5年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム R-STAGE WizLIFE 中間 サーバ あいち電子申請・届出サービス サー ビス検索・電子申請機能	児童手当システム RーSTAGE WizLIFE 中間 サーバ サービス検索・電子申請機能 申請管 理システム	事後	システム利用開始時のため。
令和6年4月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	誤記の修正のため
令和6年4月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	教育こども未来部 子育て支援課	健康こども未来部 こども家庭課	事後	組織・機構の見直しのため